

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

- ・長崎県知事管理漁獲可能量の変更

所管課（室）名

漁業振興課

## 告 示

### 長崎県告示第66号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和5年長崎県告示第455号）の一部を次のとおり変更し、令和6年2月8日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年2月8日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和5年7月1日から令和6年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 31,700トン</p> <p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和5年7月1日から令和6年6月30日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まさば及びごまさば】 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 29,700トン 長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準</p>	<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和5年7月1日から令和6年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 30,200トン</p> <p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和5年7月1日から令和6年6月30日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まさば及びごまさば】 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 28,200トン 長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準</p>

令和6年2月8日 木曜日

長崎県公報

号外

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表  
(八二四)  
二一  
一一  
四一

印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
クイックプリント  
弥ト